## 対応状況について

決定時期	規制改革実施計画の内容	対応状況
令和 2 年度	b 漁獲証明や取引記録の保存、漁獲証明番号の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的な方法の具体像とその導入に向けたスケジュールを明確化する。	<ul> <li>○ 水産流通適正化法案においては、①漁業者等による届出、②漁獲番号等が記載された取引記録の作成・保存、③漁獲番号等の情報の伝達、④取扱事業者による届出などによって、国内流通の適正化を図ることとしており、これらの義務の履行において電子的な方法も認めることとしている。</li> <li>○ 届出については、農林水産省共通申請サービスなどのシステムの活用を検討しているところ。</li> <li>○ 取引記録については、現時点でも基本的に税法等に基づき各事業者が作成・保存している中で、電算システム等を用いて作成・保存している事業者もいるところ。漁獲番号については本法案により新たに記載することとなるが、既存の伝票の備考欄等の活用により、多くの事業者では電子的な方法による作成・保存も可能と考えている。</li> <li>○ 本法案において実施すべき取引記録の作成・保存や情報の伝達については、民間レベルで現在も電子的方法で実施されている部分もあることから、その実態を把握した上で具体像やスケジュールを検討してまいりたい。</li> </ul>